

中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業

外資系企業による内国会社、支店、駐在員事務所  
の設立手続

2020年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)  
マニラ事務所

本マニュアルは、ジェトロの「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業」の一環として、フィリピンでの事業展開を検討する中小企業への情報提供を目的に作成したものである。外資系企業による会社、支店又は駐在員事務所の設立手続並びに小売業及びBPO産業を始めるにあたり必要な一般的要件を説明する。

**【免責事項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロは出来るだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

**禁無断転載**

本報告書の知的財産権および著作権はジェトロに帰属する。

## Table 目次

A. 会社・支店・駐在員事務所	3
I. はじめに	3
a. 会社	3
b. 支店	3
c. 駐在員事務所	4
II. 設立の要件	4
a. 会社	4
b. 支店	6
c. 駐在員事務所	6
III. 取締役及び役員	7
a. 会社	7
b. 支店	7
c. 駐在員事務所	8
IV. 最低資本金	8
a. 会社	8
b. 支店	10
c. 駐在員事務所	10
V. 権限及び責任	10
a. 会社	10
b. 支店	11
c. 駐在員事務所	11
VI. 会社、支店及び駐在員事務所の特徴	12
B. 登録手続及び要件	14
I. はじめに	14
II. 手続と要件	14
a. 会社	14
b. 支店及び駐在員事務所	15
III. 設立後の手続及び要件	18
a. SECの手続	18
b. BIRの手続	19
c. 地方自治体の手続	20
d. 社会保障制度(SSS)	22
e. 持家促進相互基金(HDMF)	23
f. フィリピン健康保険制度(PhilHealth)	23
g. フィリピン中央銀行(BSP)	23
IV. 設立後の手続一覧	24
C. 小売業及びサービス業	26
I. 小売業	26
a. はじめに	26
b. 小売企業の区分	27
c. 設立前の貿易産業省の認可	27
d. その他の要件	28
II. BPO産業	28
a. 個人情報	288
b. 労働問題	29

## A. 会社・支店・駐在員事務所

### I. はじめに

以下では、外国資本がフィリピンにおいて投資する、内国法人、支店、駐在員事務所という3つの形態について説明する。他にも、フィリピンにおける外国投資には、パートナーシップ、地域統括本部、地域経営統括本部が存在するが、これらの説明は本マニュアルに含まれない。

#### a. 会社

会社は、法の運用によって作られた人為的な存在であり、別の法人格を持つ<sup>1</sup>。会社は、その株主又は社員とは別の法人格を有する。取締役、役員又は従業員の行為を通じて会社について発生した義務・責任は、原則として、会社のみが負うものである。同様に、会社が取得した権利及び資産は、会社のみ帰属する。原則として、1名の株主又は他の会社が会社の資本株式の全部又は実質的に全部を保有するに過ぎない場合であっても、会社の独立性又は別の法人格が否定されるものではない。

改正会社法により設立された会社は、株式会社又は非株式会社とすることができる。株式会社は、株式へと分割された資本金を有し、株式の所有者に対してその保有する株式に基づいて、剰余利益を分配し又は配当することが認められている<sup>2</sup>。

株式の種類、それに対応する権利、オプション、制限及び額面金額(もしあれば)は、基本定款に記載されなければならない。各株式は、基本定款及び株券に別段の定めがある場合を除き、全ての点において他の株式と平等である。

株式会社の株式は、種類株式若しくはシリーズ株式、又はこれらの両方に分けることができる。改正会社法で別段の定めがなされない限り、「優先」又は「償還可能」と分類され、かつ発行される株式を除き、株式から議決権を奪うことはできない。

議決権のない株式であっても、1)基本定款の変更、2)附属定款の採択及び変更、3)会社財産の全部又は実質的に全部の売却、賃貸借、交換、抵当権の設定、質権の設定又はその他の処分、4)社債発行借入金の負担、発生又は増加、5)授權資本の増加又は減少、6)他の会社(1社又は複数社)との合併又は統合、7)改正会社法に従って行う、他の会社又は事業への企業基金の投資、並びに、8)会社の解散に関する事項について、議決権を行使することができる<sup>3</sup>。

#### 一人会社(One Person Corporation; OPC)<sup>4</sup>

一人会社(OPC)とは、株主が1名の会社をいい、会社としての権利能力は通常の会社と同一である。ただし、自然人、信託又は財団のみが一人会社の株主となることができる。一人会社も会社である以上、会社について発生した義務・責任は原則的に会社のみが負担するが、そのためには一人株主が一人会社が事業を行うために十分な資産を有していたことを証明する必要がある。また、一人会社が一人株主の個人資産から独立していたことを証明できない場合も、一人株主は一人会社の債務につき、連帯責任を負う<sup>5</sup>。

一人会社は、特別法に定める場合を除き、最低授權資本を有することを要求されないものとする<sup>6</sup>。

#### b. 支店<sup>7</sup>

<sup>1</sup> 改正会社法(共和国法第11232号)第2条。改正会社法(RCC)は、2019年2月23日に施行された。

<sup>2</sup> 改正会社法第3条

<sup>3</sup> 改正会社法第6条

<sup>4</sup> 改正会社法第115条

<sup>5</sup> 改正会社法第130条

<sup>6</sup> 改正会社法第117条

<sup>7</sup> 1991年外国投資法(共和国法第7042号)第3条(d)及び同実施細則(IRR)Rule I 第1条(c)

支店は、外国会社本体の拡張部分にすぎない。支店は、本社の事業活動を行い、フィリピンにおいて収入を得ることができる。支店は、本店又は親会社の一部であるとみなされ、本体と別の法人格を有するものではない。したがって、本国の会社本体とフィリピンにおける支店は、同一の組織であり、同一法人格を有する。よって、支店の責任及び資産は、会社本体の責任及び資産になる。

c. 駐在員事務所<sup>8</sup>

外国会社の駐在員事務所又は連絡事務所は、独立の法人格を有さず、会社本体と駐在員事務所は同一の組織であり、同一法人格を有する。駐在員事務所は、本国の会社のために限られた機能のみを果たし、製品の品質維持、情報流布及び会社製品の販売促進等の活動を行う。駐在員事務所は、外国会社本体の顧客と直接対応するが、フィリピン国内において所得を得るものではなく、本店から完全に補助を受けている。

II. 設立の要件

会社、支店及び駐在員事務所の設立の要件は以下のとおりである:

a. 会社

<p>発起人の数及び資格<sup>9</sup></p>	<p>人、組合、協会又は会社は、単独で又は他の者と共同(ただし、15人以下)で、いかなる適法な目的のためにも会社を組織することができる。ただし、専門職を営むために許可を得ている自然人及び専門職を営む目的で組織された組合及び協会は、特別の法律に基づく場合を除き、会社として組織することができない。自然人である発起人は、法定年齢に達していなければならない。</p> <p>会社の各発起人は、1株以上を所有し、又はその引受人とならなければならない。</p> <p>株主が一人の会社は、一人会社(OPC)<sup>10</sup>である。自然人、信託又は財団のみがOPCを構成することができる。</p>
<p>存続期間<sup>11</sup></p>	<p>会社は、基本定款に別段の定めがない限り、永久に存続する。</p>
<p>最低払込済資本金</p>	<p>会社は、特別法で特に定める場合を除き、最低資本金を設けることを要しない<sup>12</sup>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 外国人持株比率が40%を超える会社は、200,000米ドルの最低払込済資本金を有しなければならない<sup>13,14</sup>。</li> <li>- ただし、次のいずれかに該当する場合は、100,000米ドルとする<sup>15</sup>。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 先端技術に従事する場合</li> <li>• 50人以上を直接雇用する場合</li> </ul> </li> </ul> <p>他の法律で別段の定めがある場合はそれに従うことが必要である。</p>

<sup>8</sup> 1991年外国投資法第3条(d)及び同実施細則(IRR) Rule I 第1条(c)

<sup>9</sup> 改正会社法第10条

<sup>10</sup> 改正会社法第116条

<sup>11</sup> 改正会社法第11条

<sup>12</sup> 改正会社法第12条。旧法においては会社の設立時に発行可能株式総数の25%以上につき引受がなされ、そのうち25%以上について払い込みがなされることが必要とされていたが、改正法ではこの要件は撤廃された。

<sup>13</sup> 行政命令第65号: 2018年10月29日付第11次外国投資ネガティブリスト(「ネガティブリスト」)が最新のネガティブリストであり、2021年まで有効である

<sup>14</sup> 1991年外国投資法(共和国法第7042号)施行規則(IRR) Rule X第1条(c)

<sup>15</sup> 1991年外国投資法(共和国法第7042号)施行規則(IRR) Rule X第1条(c)

	OPCも同様に、外国投資ネガティブリストに基づく国籍要件を遵守しなければならない。したがって、外国人一人が株主となるOPCは、200,000米ドルの最低払込済資本金を有さなければならない。
本社	フィリピン国内
会社の基本書類	<p>全ての会社は、次の事項を含む基本定款をSECに提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 会社の名称</li> <li>2) 会社の目的(1つ又は複数)</li> <li>3) 本店の所在地</li> <li>4) 存続期間</li> <li>5) 発起人の氏名、国籍及び住所</li> <li>6) 取締役の人数</li> <li>7) 取締役選任までの間取締役を務める者の氏名、国籍及び住所</li> <li>8) 発行可能株式総数、株式数、額面金額、株式の種類及び権利、株式の当初引受人の氏名、国籍及び住所、株式の1株あたり引受金額及び払込金額など<sup>16</sup></li> </ol> <p>全ての会社は同様に、次の事項を含む付属定款を定めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 株主総会の招集及び実施の日時、場所、方法</li> <li>2) 株主総会の招集の時間及び方法</li> <li>3) 株主総会の定足数</li> <li>4) 株主又は取締役の議決権の行使方法</li> <li>5) 委任状の形式</li> <li>6) 取締役の資格</li> <li>7) 年1回の取締役の選任を行う時期</li> <li>8) 全ての役員の選任方法、任命方法及び任期</li> <li>9) 付属定款違反に対する罰則</li> <li>10) 株券の発行方法</li> </ol>

会社は、外国投資ネガティブリストにその活動が記載されていない場合、外国人持株比率100%も認めている。最新のリストは、2018年に発表された第11次外国投資ネガティブリストであり、2021年まで有効である。

### 一人会社(OPC)

OPCの場合、基本定款の提出を要求されるが、付属定款の提出は要求されない。OPCは、会社名の下又は末尾に「OPC」の文字を表示しなければならない。また、OPCは基本定款において、OPCの一人株主が死亡または無能力となった場合に備え、かかる事態が生じた場合にOPCの業務を遂行する代理人(Nominee)及び代替代理人(Alternate Nominee)を指名することが必要である<sup>17</sup>。

### 国内市場向企業<sup>18</sup>及び輸出企業<sup>19</sup>

国内市場向企業とは、「その全部を国内市場向けに販売することを目的として国内市場において商品を製造し、若し

<sup>16</sup> 改正会社法第13条

<sup>17</sup> 改正会社法第124条

<sup>18</sup> 1991年外国投資法第3条(f)及び同施行規則Rule I 第1条(k)

<sup>19</sup> 1991年外国投資法第3条(e)及び同施行規則Rule I 第1条(g)

くは役務を提供する会社、又は総生産量の60%以上を輸出するという基準を満たしていない会社」をいう<sup>20</sup>。

輸出企業とは、「生産量の60%以上を輸出する製造業、加工業若しくはサービス業（観光業を含む。）を営む企業、又は外国（日本を含む。）において製品を購入し、購入量の60%以上を輸出する貿易業者」をいう<sup>21</sup>。サービス・商品の60%以上を海外に輸出する企業であれば、輸出企業の外国人持株比率の範囲に制限はない。したがって、200,000米ドルの資本要件を満たす必要はない。

#### b. 支店

居住代理人 <sup>22</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 居住代理人は、フィリピンに居住する個人又はフィリピンにおいて適法に事業を行う内国法人とする。</li> <li>- 居住代理人は、道徳的な人格を有し、かつ、健全な財政状況になければならない。</li> <li>- 召喚状及びその他の法的手続は、居住代理人に送達される<sup>23</sup>。</li> </ul>
最低払込済資本金	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 外国会社本体からの200,000米ドルの送金</li> <li>- 従業員を50名以上直接雇用する場合、又は先端技術に従事している場合、100,000米ドルの送金</li> </ul>

#### c. 駐在員事務所

居住代理人 <sup>24</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 居住代理人は、フィリピンに居住する個人又はフィリピンにおいて適法に事業を行う内国法人とする。</li> <li>- 居住代理人は、道徳的な人格を有し、かつ、健全な財政状況になければならない。</li> <li>- 召喚状及びその他の法的手続は、居住代理人に送達される<sup>25</sup>。</li> </ul>
送金	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 外国会社本体からの30,000米ドルの送金</li> </ul>

<sup>20</sup> 1991年外国投資法第3条(e)

<sup>21</sup> 1991年外国投資法第3条(e)

<sup>22</sup> 改正会社法第144条

<sup>23</sup> 改正会社法第145条

<sup>24</sup> 改正会社法第144条

<sup>25</sup> 改正会社法第145条

## 概要

	最低資本金要件	責任	発起人数
外国人持株比率が40%を超える内国会社(国内市場向企業)	200,000米ドル	限定	15名まで
外国人持株比率が40%を超える輸出企業	なし	限定	15名まで
外国人持株比率が40%未満の内国会社	なし	限定	15名まで (最大外国人持株比率40%)
支店	200,000米ドル	外国会社が全額責任を負う	支店特有の発起人なし
駐在員事務所	会社本体からの30,000米ドルの保証金	外国会社が全額責任を負う	駐在員事務所特有の発起人なし

### III. 取締役及び役員

#### a. 会社

会社は取締役会によって運営されている。取締役会は、会社の権限を行使し、全ての業務を遂行し、会社の全ての財産を管理する。取締役は、株主の中から1年の任期で選任される。各取締役は、後任者が選出され、資格を付与されるまで在任するものとする。会社の社員でなくなった取締役は、取締役でなくなる。公益会社の取締役会は、少なくともその20%を独立取締役としなければならない<sup>26</sup>。

取締役の人数は、15名を超えてはならない。各取締役は、少なくとも1株を保有しなければならない。

取締役の選任直後に、取締役会は(a)社長(取締役でなければならない)、(b)財務役(居住者でなければならない)、(c)会社秘書役(フィリピンの国民であり居住者でなければならない)、及び(d)付属定款に定めるその他の役員を正式に組織し、選任しなければならない<sup>27</sup>。役員の内兼任は原則可能であるが、社長が会社秘書役又は財務役を兼ねることはできない。外国人は、ネガティブリストに基づき、会社の活動が厳格にフィリピン人のみを対象とするものでない限り、社長となることができる。

#### 一人会社

OPCの場合、単独株主は、OPCの唯一の取締役及び社長となる。OPCは、設立証明書の発行から15日以内に、財務役、会社秘書役及び必要とみなすその他の役員を任命しなければならない。単独株主を会社秘書役に任命することはできない<sup>28</sup>。単独株主が財務役に任命された場合、単独株主はSECに対して、要求された金額を預託しなければならない<sup>29</sup>。

#### b. 支店

支店は、会社を代表し、召喚状及びその他法的手続の送達を受領するために、居住代理人を指定する。

<sup>26</sup> 改正会社法第22条

<sup>27</sup> 改正会社法第24条。公益会社においてはコンプライアンスオフィサーを選任しなければならない。

<sup>28</sup> 改正会社法第122条

<sup>29</sup> 改正会社法第122条



支店は、外国本社の拡張にすぎないため、独自の取締役会を持たない。支店は、外国会社本体と同じ法人格を持つことから、外国会社本体の取締役が支店の取締役でもある。一般的に、国有化事業を営むことは禁じられている。

#### c. 駐在員事務所

支店と同様に、駐在員事務所は独自の取締役会を持たず、会社本体の取締役が駐在員事務所の取締役でもある。また、会社を代表し、召喚状及びその他の法的手続の送達を受領するために、駐在員事務所における居住代理人が選任される必要がある。

### IV. 最低資本金

#### a. 会社

外国人株主比率が発行済議決権付き株式総数の40%を超えない内国会社については、フィリピンの法律で明示的に規定されていない限り、最低払込済資本金はない。しかし、外国人株主比率が40%を超える国内市場向企業は、200,000米ドルの払込資本金を維持する必要がある<sup>30</sup>。外国人株主比率が40%を超える会社が先端技術を営んでいる場合や、50人以上の従業員を直接雇用している場合、最低払込済資本金は100,000米ドルとなる<sup>31</sup>。

輸出企業については、そのサービス/商品の少なくとも60%を海外に輸出する限り、外国人持株比率にかかわらず、最低払込済資本金は存在しない。

さらに、以下の表の通り、事業の種類によっては最低払込済資本金が定められている。

#### 事業活動に基づく規制

仕分代理店	250,000ペソ
貨物混載	400,000ペソ
金融会社 - 本店	
第1級都市	10,000,000ペソ
その他等級の都市	5,000,000ペソ
その他自治体 (Municipalities)	2,500,000ペソ
金融会社 - 支店	
第1級都市	1,000,000ペソ
その他等級の都市	500,000ペソ
その他自治体 (Municipalities)	250,000ペソ
運送会社	
国内	250,000ペソ
国際	2,000,000ペソ
保険維持機構	10,000,000ペソ
保険	
保険ブローカー	20,000,000ペソ
再保険ブローカー	20,000,000ペソ
保険ブローカー及び再保険ブローカー	50,000,000ペソ
生命保険会社	1,000,000,000ペソ
損害保険会社	1,000,000,000ペソ
再保険会社	2,000,000,000ペソ
投資助言・投資運用会社	10,000,000ペソ

<sup>30</sup> 1991年外国投資法施行規則Rule IV第1条(3)(b)

<sup>31</sup> 1991年外国投資法施行規則Rule IV第1条(3)(b)

投資会社	50,000,000ペソ
投資会社	300,000,000ペソ
貸付会社 - 本店	1,000,000ペソ
貸付会社 - 支店	
第1級都市	300,000ペソ
その他等級の都市	150,000ペソ
その他自治体 (Municipalities)	75,000ペソ
鉱業	
(授権資本)	100,000,000ペソ
(払込済資本金)	6,250,000ペソ
複合一貫輸送業者	4,000,000ペソ
質屋	100,000ペソ
生前葬儀計画業者	100,000,000ペソ
生前葬儀計画代理業者	5,000,000ペソ
就職あっせん業者(国内)	
会社	500,000ペソ
パートナーシップ	200,000ペソ
就職あっせん業者(海外)	2,000,000ペソ
外貨小売業者	2,500,000ペソ
学校(株式会社)	
初等教育	1,000,000ペソ
初等教育及び中等教育	2,500,000ペソ
初等教育、中等教育、高等教育、大学院教育	5,000,000ペソ
警備会社	500,000ペソ
証券ブローカー・ディーラー(証券取引所新規会員)	100,000,000ペソ
証券ブローカー・ディーラー(証券取引所既存会員)	10,000,000ペソ
証券ブローカー・ディーラー(自己株、証券取引所非会員)	5,000,000ペソ
特別目的媒体	31,250,000ペソ
特別目的会社	5,000,000ペソ
証券代行	1,000,000ペソ

#### 資本に基づく規制

外国資本が40%超の内国会社	
- 国内市場向企業	200,000米ドル
- 輸出企業	5,000ペソ
外国企業の支店	
- 国内市場向企業	200,000米ドル
- 輸出企業	5,000ペソ
外国企業とのパートナーシップ	
- 国内市場向企業	200,000米ドル
- 輸出企業	3,000ペソ
外国企業の駐在員事務所	30,000米ドル
地域統括本部(RHQ)	50,000米ドル
地域経営統括本部(ROHQ)	200,000米ドル

## b. 支店

支店は会社本体と別個の法人格を有していないため、外資系の内国会社と同様に対内送金の最低要件(200,000米ドル)を満たす必要がある。内国会社と同様に、先端技術に関わる活動を営むか、又は少なくとも50名の従業員を直接雇用する場合、対内送金の最低額は100,000米ドルである。

SECの登録証書の発行から60日以内に、支店は、実際の市場価格が少なくとも500,000ペソの証券をSECに預け入れる必要がある。また、次の場合には、財務諸表に示された会計年度末から6か月以内に追加の証券が預け入れられなければならない。(i) フィリピン国内における支店の総収入が10,000,000ペソを超える場合、総収入の増加の2%に等しい実際の市場価格を有する追加の証券、(ii) 預けられた証券の実際の市場価格が、預けられた時点から少なくとも10%減少した場合、その減少をまかなうことのできる実際の市場価格を有する追加の証券<sup>32</sup>。

## c. 駐在員事務所

フィリピンにおける業務を支援するために、駐在員事務所は最低30,000米ドルの送金を受けなければならない<sup>33</sup>。30,000米ドルの対内送金は毎年同様に必要である。

## V. 権限及び責任

### a. 会社

フィリピン法に基づき設立された会社は、法律の規定又は存在目的により明示的に授権された権限、特性及び財産を有する。ただし、会社の主要な事業内容は、基本定款記載の会社の目的により定められる。会社は、改正会社法に基づき以下の事項を行う権限及び能力を有する<sup>34</sup>。

1. 会社名の名で訴訟を提起し、又は提起されること
2. 基本定款に別段の定めがある場合を除き、永久に存続すること
3. 会社の印章の採択及び使用
4. 基本定款の変更
5. 法律、道徳、公共の福祉に反しない付属定款を定めること、及びこれを変更し、又は廃止すること
6. 改正会社法の定めるところにより、引受人に対し株式を発行し又は売り渡し、及び自己株式を売り渡すこと
7. 法律上又は憲法上の制限内で、会社の適法な事業にあたり合理的かつ必要とされる、証券及び他社の保証等を含む不動産及び個人資産の購入、受領、引受、引渡、保有、運搬、売却、賃貸、担保又は保証の設定その他取引を行うこと
8. 自然人及び法人とパートナーシップ、合併事業、合併、統合又はその他の商業上の契約を締結すること
9. 福祉活動、慈善活動、文化活動、科学活動、市民活動その他類似の目的のため、又は合理的な範囲で寄付を行うこと。ただし、いかなる外国会社も、政党若しくは候補者の援助又は政党活動のために寄付を行ってはならない。
10. 取締役、受託者、役員及び従業員のために年金、退職給付その他の制度を設けること
11. 基本定款に記載された目的事項を遂行するために不可欠又は必要なその他の権限を行使すること

また、会社は、取締役会を通じて、以下の権限も有する。

1. 会社存続期間の延長又は短縮すること<sup>35</sup>
2. 資本金の増減、社債発行借入金の負担、創出又は増加をすること<sup>36</sup>

<sup>32</sup> SEC覚書回覧2019年第17号:外国会社の支店の保証金についての改訂ガイドライン

<sup>33</sup> 1991年外国投資法実施細則Rule IV第3条(a)(2)

<sup>34</sup> 改正会社法第35条

<sup>35</sup> 改正会社法第36条

<sup>36</sup> 改正会社法第37条

3. 新株優先引受権を否定すること<sup>37</sup>
4. 自社株を取得すること<sup>38</sup>
5. 会社資金を他の会社、事業又はその他の目的のために投資すること<sup>39</sup>
6. 配当を宣言すること<sup>40</sup>
7. 経営契約を締結すること<sup>41</sup>

#### b. 支店<sup>42</sup>

外国会社は、支店又は駐在員事務所を問わず、SECが認可を出せば、フィリピンで事業を行うことができる。認可が出されると、支店はフィリピンで営業を行い、活動を行うことができ、設立された国又は州の法律に基づき会社として活動する権限を保持する限り、これを行うことができる<sup>43</sup>。

支店は、フィリピンでの活動から収入を得、外国会社と同様に事業を行うことが認められている。ただし、外国会社と別個の法人格を有するものではない。従って、支店の責任は外国会社本体の責任となる。

支店がフィリピンで営むことができる事業は、原則として、(1)外国法人がその認可及び設立書類に基づいて行うことができる活動、及び(2)外国投資法に基づく事業活動の国籍制限によって規制されている。

#### c. 駐在員事務所

外国会社は、駐在員事務所を経由してフィリピンで事業を行うことができる。駐在員事務所は、外国会社とは別個の法人格を有しておらず、フィリピンにおける拡張された事務所としか考えられていない。駐在員事務所は、収入を発生させる活動を行うことはできず、外国会社と当該外国会社がフィリピンにおいて取引を行う当事者との間の連絡に従事する。駐在員事務所は、外国会社の製品及びサービスについて、広報・宣伝活動を行うことができる。駐在員事務所の責任は、外国会社の責任である。

---

<sup>37</sup> 改正会社法第38条

<sup>38</sup> 改正会社法第40条

<sup>39</sup> 改正会社法第41条

<sup>40</sup> 改正会社法第42条

<sup>41</sup> 改正会社法第43条

<sup>42</sup> 改正会社法第141条

<sup>43</sup> 改正会社法第143条

## VI. 会社、支店及び駐在員事務所の特徴

	会社	支店	駐在員事務所
<b>特徴</b>			
法人格	法人格は、株主から切り離されかつ別個のものである。	会社本体／本店と同一の法人格である。	会社本体／本店と同一の法人格である。
権限	基本定款及び付属定款から権限が生じる。	外国会社がその認可又は設立書類に基づいて自ら行うことができる活動。  フィリピンの法律による国籍制限に基づく事業活動の規制。  収入を生じさせる活動が認められている。	フィリピンの事業体との連絡、商品の品質管理、情報発信及び会社本体の製品の広告といった限られた機能しか持っていない。  収入を生じさせる活動は認められていない。
<b>設立要件</b>			
設立発起人	個人、パートナーシップ、協会又は会社は、単独又は他の者と共同(ただし15人以下)で、合法的な目的で会社を組織することができる。  各発起人は、最低1株を保有しなければならない。  単独株主を有する会社は、一人会社とみなされる。	フィリピンに居住する個人又はフィリピンで合法的に取引を行う国内会社である居住代理人の選任。  個人は、道徳的な人格かつ健全な財政状況を有していなければならない。  国内会社は、財政状況が良好でなければならない。	フィリピンに居住する個人又はフィリピンで合法的に取引を行う国内会社である居住代理人の選任。  個人は、道徳的な人格かつ健全な財政状況を有していなければならない。  国内会社は、財政状況が良好でなければならない。
存続期間	付属定款に別段の定めがない限り永久。	会社本体と同じ。	会社本体と同じ。
最低資本金	外国資本40%超の国内市場向企業: 200,000米ドル (先端技術を営むか、50人の従業員がいる場合は、100,000米ドル) 外国資本40%以下の国内市場向け企業及び輸出企業:なし	国内市場向企業: 200,000米ドルの送金 (先端技術を営むか、50人の従業員がいる場合は、100,000米ドル)	30,000米ドルの送金
本店の所在地	フィリピン	会社本体と同じ	会社本体と同じ
基本書類	基本定款及び付属定款	会社本体と同じ	会社本体と同じ

取締役会	1-15人の取締役: 取締役は、最低1株の株式を保有しなければならない	会社本体と同じ ただし、居住代理人を指定しなければならない	会社本体と同じ ただし、居住代理人を指定しなければならない
役員	1) 社長:取締役でなければならない 2) 会社秘書役:フィリピン国民であり居住者でなければならない 3) 財務役:居住者でなければならない 4) 付属定款が定めるその他の役員	会社本体と同じ ただし、居住代理人を指定しなければならない	会社本体と同じ ただし、居住代理人を指定しなければならない

## B. 登録手続及び要件

### I. はじめに

会社、支店及び駐在員事務所の設立及び運営の規制機関は、証券取引委員会(SEC)である。

### II. 手続と要件

#### a. 会社

会社設立手続の流れは次のとおりである。

2018年以降、自然人5人以上を発起人とする内国会社の設立は、SECのオンライン会社登記システム(CRS)により、オンラインで行われている。

しかし、一人会社(OPC)、2ないし4人の発起人がいる会社及び法人が発起人に含まれる会社については、従来と同様、申請書類を提出する方法でSECでの設立手続が行われている。

#### (1) 会社登記システム(CRS)を利用する設立手続

発起人が自然人5人以上の会社の設立の場合、申請者は会社登録システムのウェブサイト(以下「CRS」。<http://crs.cenc.gov.ph>)にアクセスしなければならない。アクセスの後、申請者は自分のメールアドレスとパスワードを使ってサインアップする必要がある。

一旦ログインすると、申請者は、検証目的のために、会社の種類(株式会社か非株式会社か)、業種及び、使用を希望する法人名を入力する必要がある。

Register New Company

10% complete

Terms and Conditions

Verify Company Name

Confirm Verification Summary

Registration Guidelines

Add Company Details

Confirm Registration Summary

Upload Documents

### Verify Company Name

Define Company Type

Company Type:\*  ?  
Type of business of the company

Company Classification:\*  ?  
Subtype/Specification of the business type of the company

Define Industry Type

Major Industry Classification:\*  ?  
Section of the industry type of the company

Subclass:\*  ?  
Subclass of the industry type of the company

Verify Name

法人名が確認されると、申請者は以下の詳細を入力することが求められる。

- 1) 本店所在地
- 2) 会社の主要目的
- 3) 発起人の氏名、住所及び納税証明書番号(TIN)
- 4) 授權資本、引受資本及び払込資本
- 5) 発起人・引受人及びそれらの者の引受及び払込金額
- 6) 最初の取締役の氏名及び住所

- 7) 事業年度終了の日
- 8) 定時株主総会の日

その後、基本定款、付属定款、財務役の宣誓書、営業許可申請書(様式 F-100)が自動的に作成され、各書類に必要な署名者(発起人、取締役、財務役)が署名する。

財務役宣誓書は、授権資本株式の少なくとも25%が引き受けられ、引受株式の少なくとも25%につき払い込みがなされたことを書面で宣誓の上証明するものである。

上記各書類は、いずれも公証され、スキャンされ、CRSのウェブサイト上にアップロードされなければならない。アップロードされた書類の審査には1週間から4週間前後かかる。

審査が完了すると、SECは申請者に設立を承認する旨の電子メールを送付し、書類の原本はSECの会社登録監視部(Company Registration and Monitoring Department; CRMD)に送付される。申請者は申請費用をSECのCRMDにて支払う。なお、正確な費用については電子メールに記載されている。

※なお、SECに提出する前に、銀行口座を開設し、払込済みの資本金が預金されている必要がある。

## (2) 従来の方法による設立手続

一人会社、発起人が2名から4名の会社及び法人が発起人に含まれる会社設立手続の流れは次のとおりである。

- 1) 社名の確認及び予約申請をSECの会社登録監視部(CRMD)に提出する。
- 2) CRMDが提案された社名を承認する。
- 3) 承認が得られた後、申請者は基本定款、付属定款、財務役の宣誓供述書及び営業許可申請書を提出する。一人会社の場合、指名者及び代替指名者の書面同意も追加で提出される必要がある。
- 4) CRMDが申請書及び添付書類を確認する。承認が得られた場合、申請者は申請費用を支払う。
- 5) 申請費用の支払後、CRMDは設立証明書を発行する。

所要期間は約1ヶ月である。

### b. 支店及び駐在員事務所

フィリピンにおける支店及び駐在員事務所の設立手続の流れは、次のとおりである。

申請者は、CRSのホームページにアクセスし、外国株式会社である旨を会社種別で表示しなければならない。会社区分では、申請者は「支店」又は「駐在員事務所」を表示し、外国で登録した会社名を表示しなければならない。



10% complete

✓ Terms and Conditions

Verify Company Name

Confirm Verification Summary  
 Registration Guidelines  
 Add Company Details  
 Confirm Registration Summary  
 Upload Documents

### Verify Company Name

Define Company Type

**Company Type:**\*  ?  
Type of business of the company

**Company Classification:**\*  ?  
Subtype/Specification of the business type of the company

Define Industry Type

**Major Industry Classification:**\*  ?  
Section of the industry type of the company

**Subclass:**\*  ?  
Subclass of the industry type of the company

Verify Name

With Registered Company Name Abroad? ?

**Registered Company Name Abroad:**\*  ?  
Mother Company Name

その後、申請者は以下の情報を入力しなければならない。

1. フィリピンにおける事業所の住所
2. 輸出市場企業又は国内市場向企業の別  
申請者が輸出市場企業を選択する場合、申請者は目標輸出比率を表示しなければならない。
3. 住所、存続期間等の外国法人の内容
4. 目的条項
5. 居住代理人の詳細
6. 外国会社の取締役
7. 外国会社の資本構成
8. 対内送金の額

すべての内容がシステムに入力されると、CRSはカバーシート及びSEC様式F103(フィリピンに支店又は駐在員事務所を設置するための外国会社の申請書)を作成する。印刷した様式 F-103に署名し、公証の上、CRSのウェブサイトアップロードしなければならない。

上記申請書に加え、アップロードする必要のある文書は以下のとおりである。

1. 取締役会決議書のアポスティーユ付き写し
2. 本国の独立公認会計士による監査済の公表された直近の財務諸表のアポスティーユ付き写し
3. 英訳の付いた定款のアポスティーユ付き写し;
4. 公証付き対内送金の証明書
5. アポスティーユ付き社名変更の誓約書

文書は、海外で署名された場合、領事認証又はアポスティーユが付されなければならないことに留意されたい。

また、支店にあつては、次の比率要件を満たすことが必要となる。

比率	計算式	基準値
----	-----	-----

支払能力	総資産/総負債	1:1
流動性	流動資産/流動負債	1:1
負債資本比率	総負債/資本	3:1

### 認可を要する事業活動

会社、支店又は駐在員事務所の設立許可に先立って、他の政府機関による許認可を要する事業活動も存する。以下は、政府機関の事前の許認可を必要とする事業活動のリストである。

事業活動	許認可を行う政府機関
航空運送業	民間航空委員会
銀行、質屋その他の銀行類似の機能を有する金融仲介機関	中央銀行
慈善施設	社会福祉開発省
教育機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校～高等学校</li> <li>大学・高等教育</li> <li>専門技能講習</li> </ul>	教育省 高等教育委員会 技術教育・能力開発庁
発電所	エネルギー省
病院、保険維持機構	保健省
保険	保険委員会
職能団体	専門職規制委員会
ラジオ、テレビ、電話	国家電気通信委員会
海外雇用のための就職斡旋	海外雇用庁
警備員	国家警察
水運業、造船業、船舶修繕業	海運産業局
銃器、火薬類その他ネガティブリスト記載の製品又はその原料の製造、修理、保管及び流通	国家警察
戦争、軍事その他ネガティブリスト記載の目的のための拳銃又は弾薬の製造、修理、保管及び流通	国防省
有志消防団	地方内務省(防火局)

### 登録費用

会社、支店、駐在員事務所のSEC登録申請における費用は以下のとおりである。

申請	費用
<b>会社</b>	
設立申請料	授權資本株式の1%の5分の1
法的調査費	設立申請料の1%(ただし、2,000ペソ以上)
付属定款	1,010ペソ
株主義登録費	470ペソ
<b>支店・駐在員事務所</b>	
支店	ペソに換算した送金金額の1%。ただし、当該金額が2,000ペソを下回る場合、費用は2,000ペソとなる。
駐在員事務所	ペソに換算した送金金額の1%の1/10。ただし、当該金額が2,000ペソを下回る場合、費用は2,000ペソとなる。

### III. 設立後の手続及び要件

#### a. SECの手続

##### 1. 株主名簿の購入・登録

株式会社は、SECの設立証明書を受領した日から30日以内に、株主名簿を購入し、登録しなければならない。<sup>44</sup>

株主名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない<sup>45</sup>。

- a. アルファベット順に記載されたすべての株主名義の株式;
- b. 引受株式に対して分割払いが行われた場合、支払済及び未払の情報並びに分割払いが行われた日;
- c. 株式譲渡の日付、譲受人及び譲渡人についての記載
- d. その他付属定款に記載の事項

株主名簿は、会社の主たる事務所又は株主名義書換代理人の事務所に備え置かれ、営業日の合理的な時間に会社の取締役又は株主の閲覧に供されるものとする。<sup>46</sup>

本要件は、支店及び駐在員事務所については要求されない。

##### 2. 支店における証券の預託

支店については、フィリピン国内における事業許可証発行後、以下に従い、SECに証券を預託しなければならない<sup>47</sup>。

- a. 事業許可証の発行後60日以内に、実際の市場価値が500,000ペソ以上の証券を預託しなければならない。SECに預託できる証券は以下の通りである。
  - (i) フィリピン政府、政府機関、政府系企業の国債、公債又は社債
  - (ii) 証券取引法(共和国法第 8799 号)により登録された株式又は債務証券
  - (iii) 証券取引所登録国内企業の株式
  - (iv) 国内保険会社及び銀行の株式
  - (v) SEC が認めた金融商品
  - (vi) 上記のいずれかの組み合わせ
- b. 以下の状況が発生した場合、当該状況が発生した会計年度終了後6ヶ月以内に、追加の有価証券を預託しなければならない:
  - (1) 当該年度の支店の総所得が10,000,000ペソを超えた場合には、その2%に相当する実際の時価のある有価証券を追加的に預託しなければならない

<sup>44</sup> SEC2015年 法人・組合の登記に関する市民マニュアル

<sup>45</sup> 改正会社法第73条

<sup>46</sup> 同上

<sup>47</sup> 改正会社法第143条

- (2) 実際に預託された有価証券の時価が預託された時価から10%以上減少した場合には、減少額を補填する実際の時価のある有価証券を追加的に預託しなければならない。

下記の法人は証券を預託する義務を負わない。

- (i) オフショア銀行ユニットを含む外国銀行法人
- (ii) 外国保険会社
- (iii) 外国宗教法人を含む外国非株式会社
- (iv) フィリピン国内に駐在員事務所を設置した外国法人

## b. BIRの手続

### 1. 印紙税

株主に対して株式を新規発行する際には、印紙税の納付が必要となる。

印紙税は、特定の法律文書の作成により特定の法律関係の発生、変更、又は終了に関する特定の法律上の権利の行使に対して課される税金である。

印紙税の申告は、BIR Form2000を3部提出する(2部をBIRに提出し、1部が納税者の控えとなる)。本店所在地を管轄するBIRBIR支局で支払う。

納税期限は、設立証明書発行の翌月5日までである<sup>48</sup>。

### 2. 内国歳入庁(BIR)への登録

内国歳入庁(BIR)への登録はSECへの登録とは異なる。外国法人は支店の形でフィリピンにおいて事業を行う場合には、「営業許可」を取得する必要がある、これにより外国の本店が行うのと同様の事業を行うことができる。

SECはフィリピンにおける営業許可の発行に伴い納税者識別番号(TIN)を発行し、当該TINがBIRに正式に登録されることとなる。

本人確認のため、会社・支店・駐在員事務所は、BIRに納税者識別番号(TIN)を登録し、登録証明を受ける必要がある。<sup>49</sup>

法人は、BIRの適切な地区事務所(RDO)に、ビジネス・パーミット、SECによる設立証明書若しくは営業許可書の

---

<sup>48</sup> 内国歳入庁(2018年)『BIR様式第2000号印紙税申告についてのガイドライン及び指示』

<sup>49</sup> 内国歳入庁。 <https://www.bir.gov.ph/index.php/registration-requirements/primaryregistration/application-for-tin.html#corporations> にアクセスし、TIN番号を入手する。

発行、又は登録前の最初の販売取引日のいずれか早い日から30暦日以内に登録を行わなければならない。

BIR登録には、主たる事業所を管轄する所轄のRDOに次の書類を提出しなければならない<sup>50</sup>。

- a. 申請書(BIR Form 1903)
- b. SECの設立証明書又は事業許可書のコピー
- c. ビジネス・パーミット(Mayor's Permit)のコピー又は受領印付申請書のコピー。ただし、まだ地方自治体の手続中である場合に限る。
- d. 基本定款
- e. 新しい一連の永久的に製本された会計帳簿
- f. 年間登録料の支払証明(ARF);
- g. 「主な領収書/請求書」の最終かつ明確なサンプル

納付すべき手数料は、次のとおりである。<sup>51</sup>

- (1) 500ペソの登録料
- (2) 印紙税(該当する場合)
- (3) BIR印刷領収書/請求書(使用目的で購入する場合)

その他の提出書類(該当する場合のみ)<sup>52</sup>

- a. 権限を与えられた代表者がBIRと取引を行う場合は、権限を与えられた代表者の氏名を明示する取締役会決議及び秘書役証明書
- b. フランチャイズ契約
- c. BOIの登録/営業許可

原則として、上記の必要書類の受領及び登録の後、管轄のBIR出張所が手続を行い、登録証明及び印刷許可証を発行し、納税義務者の会計帳簿を登録する。

新規申請者は、BIRの登録が済み次第、主たる領収書/請求書を印刷する権限(ATP)を確保する必要がある<sup>53</sup>。

BIRは、印刷許可書、領収書(OR)、売上請求書(SI)、及びその他の商業請求書(CI)を提供するものとする。

また、納税者は以下の書類を事業所管轄のBIR出張所に提出する。

- a. 領収書(OR)、売上請求書(SI)、及びその他の商業請求書(CI)のオリジナルサンプルレイアウト又はテンプレート
- b. 印刷業者の作業指図書原本
- c. 過去に取得されている場合は、過去の印刷許可のコピー
- d. ルーズリーフ会計記録許可証

上記以外にも、会社、支店、駐在員事務所などは、事業規模、所在地等により、電子申告・納税システムのBIRへの登録が必要となる場合がある。

### c. 地方自治体の手続

<sup>50</sup> 同上

<sup>51</sup> 同上

<sup>52</sup> 同上

<sup>53</sup> 内国歳入庁歳入覚書回覧28-2019号『内国歳入庁印刷領収証/請求書の利用について』

### 1. 住民税納付証明書の取得

会社、支店及び駐在員事務所は、その会社の本店、支店又は駐在員事務所が所在する市町村の出納係に500ペソの住民税及び110,000ペソを超えない追加の税金を支払い<sup>54</sup>、住民税納付証明書を取得しなければならない。

住民税の納税義務は、設立時期により異なる。6月末日以前に設立・組織された法人は、その年分の住民税の納税義務がある。3月末日以前に設立・組織された法人は、設立から20日以内に納税する必要がある。一方、7月1日以降に設立された場合は、その年度の住民税の対象とはならない。<sup>55</sup>

### 2. バランガイ・クリアランス

バランガイは、自治体の中で最も小さい行政区であり、その長をバランガイ・キャプテンという。

いかなる市町村も、事業活動が行われるバランガイからバランガイ・クリアランスを取得しない限り、事業許可証を発行することはできない。バランガイ・クリアランスの申請は、申請から7営業日以内に処理されるものとする。当該期間内にバランガイ・クリアランスが交付されないときは、市町村は、事業許可証を交付することができる。<sup>56</sup>

バランガイ・クリアランスを取得するためには、会社、支店、駐在員事務所を管轄するバランガイ役場に以下の書類を提出する必要がある。

- a. 申請書(様式はバランガイごとに異なる);
- b. 設立証明書／営業許可書;
- c. 基本定款;
- d. 付属定款;
- e. オフィス立地計画
- f. 賃貸借契約書(賃貸物件の場合)、又は土地所有権及び税務申告書(所有物件の場合)のコピー

提出書類は事業所の所在するバランガイにより異なる場合がある。

### 3. 立地証明書

バランガイ・クリアランスに加えて、会社、支店及び駐在員事務所は立地証明書を取得する必要がある。立地証明書は、事業活動や事業所の建設を開始する前に取得する必要がある。申請者の土地利用計画案が市町村の土地総合利用計画・区画整理令に適合している場合に交付される。

ビジネス・パーミットの申請前に立地証明書を取得する必要がある。立地証明書の取得に一般的に必要な書類

<sup>54</sup> 地方自治体法(共和国法第7160号)第158条

<sup>55</sup> 同上

<sup>56</sup> 地方自治体法第152条

は以下の通りである:

- a. 公証済立地証明書取得申請書
- b. バランガイ・クリアランス(原本及び写し)
- c. 基本定款又は事業許可証の写し
- d. 申請者が所有する物件の場合
  - (1) 直近の固定資産税の領収書
  - (2) 権利譲渡証明書
  - (3) コンドミニウム所有権証明書
  - (4) 環境天然資源省証明書
  - (5) 売買契約書
  - (6) 裁定書
- e. 申込者が物件を賃借する場合:賃貸借契約書又は占有許可証(レターヘッドを付し、公証を受けたもの)
- f. ビジネス・パーミット申請書(記入・公証済み)
- g. 申請中の事業が占有する正確な位置及び面積を示す図面又は見取図

添付書類と共に、申請書2部を提出する。調査が必要な場合は、土地利用規制職員が選任され、申請書の提出後、平日に調査が行われる。そして、職員が申請書を審査し、立地証明書の発行準備を行い、申請者に納付命令を出す。職員に領収書を提示し、支払いを済ませると証明書が発行される。

手続の所要期間は、申請から約3~4週間である。また、要件は事業所の所在する自治体により異なる。

#### 4. ビジネス・パーミット(Mayor's Permit)

事業活動を開始する前にビジネス・パーミットを取得しなければならない会社、支店、及び駐在員事務所は、事業所が所在する市町村の事業許認可局(BPLO)に以下の書類を提出しなければならない:

- a. 申請書
- b. 立地証明書
- c. 物件が賃借物件の場合は、賃貸借契約書又は占有許可書
- d. 物件が自己所有の場合は、所有権及び納税の証明
- e. バランガイ・クリアランス
- f. SEC承認済み基本定款
- g. 第三者損害賠償責任保険

申請書類は事業所の所在する自治体により異なる。

支店及び駐在員事務所の場合、その本店は、その本店所在地における合法的な存在、財務健全性及びフィリピン国内に支店等を設立する決定につき証明する必要がある。

#### d. 社会保障制度(SSS)

フィリピン社会保障制度(SSS)は、フィリピンの民間企業の従業員のための国営の社会保険制度である。

会社、支店及び駐在員事務所は、雇用主としてSSSに登録する義務を負い、雇用主登録(SSS Form R-1及び雇用主報告書(SSS Form R-1A)を提出する。雇用主は、従業員の拠出金を従業員の報酬から差し引いて源泉徴収し、それをSSSに送金する必要がある。

雇用主報告書(SSS様式R-1A)は、従業員の雇用日から30日以内に提出しなければならない書式である。会社はSSS認証手続きのため、定款の原本を提出する必要がある。一方、支店や駐在員事務所は、定款に代わってSEC発行の事業許可書のコピーを提出し、認証手続きのための原本を提示しなければならない。

e. 持家促進相互基金(HDMF)

Pag-IBIGとしてより一般的に知られている持家促進相互基金(HDMF)は、法律に基づき設立された、民間企業に雇用されているフィリピン人及び自営業者のための相互預金制度であり、会員に対する短期融資や住宅プログラムへのアクセスを提供している。

会社、支店及び駐在員事務所はHDMFに登録し、従業員のために掛金を支払う必要がある。登録には以下の書類が必要となる。

- a. 雇用者情報(付属書L参照)
- b. 署名見本
- c. SSS登録証(SSS登録済みの場合)
- d. 事業の存在を証する書類。例えば、以下の書類等が挙げられる。
  - (1) 設立証明書又は事業許可書
  - (2) 基本定款及び付属定款
  - (3) ビジネス・パーミット

f. フィリピン健康保険制度(PhilHealth)

フィリピン健康保険公社(通称:PhilHealth)は、すべての国民のために持続可能な国民健康保険制度を確保するという目標を掲げた、政府が所有し、管理する企業である。同制度は、すべてのフィリピン国民に、負担可能で、受け入れ可能で、アクセス可能な保健サービスを提供する強制健康保険制度である。

PhilHealthには、会社、支店、駐在員事務所を登録する必要がある。登録には、次の書類の提出が必要である:

- a. 雇用者情報記録
- b. 会員登録様式
- c. SEC登録証

上記書類の提出を受け、PhilHealth雇用主番号及び登録証明書が発行される。従業員に対しては、PhilHealth ID番号及び会員情報記録が発行される。

g. フィリピン中央銀行(BSP)

フィリピンに対する対内投資(非居住者による投資)のフィリピン中央銀行(BSP)又はBSPを代理する登録銀行への登録は任意であるが、本国引き上げ、配当、利益又は収益の送金に認定代理銀行を通じて外貨を調達する場合は、中央銀行に登録しなければならない。中央銀行(又はBSPを代理する登録銀行)は、対内投資の登録を証明するバンコ・セントラル登録書類(BSPD)を発行する。

会社、支店又は駐在員事務所への外国投資は、フィリピンへの直接投資とみなされる。すべての外国直接投資



は、フィリピンに資産を送金又は譲渡した日から1年以内に登録されなければならない。

金銭投資の場合は、申請書を、以下の添付書類とともにBSPに直接提出しなければならない<sup>57</sup>。

- a. 所定の様式による銀行の外国為替送金証明書
- b. 払込済投資金額及び株式数を証明する出資会社の役員による宣誓証明書
- c. 設立証明書、基本定款、SECの受領印付きの直近の年次報告書(GIS)

一方、金銭以外の投資の場合は、登録には申請書に以下の書類を添付する必要がある<sup>58</sup>。

- a. 出荷書類
- b. 税関輸入申告・内国税収申告

手続き所要時間は、書類提出後約1ヶ月である。

#### IV. 設立後の手続一覧

必要手続	管轄官庁	所要期間
株式発行の際の印紙税納付書類(株式会社のみ)	内国歳入庁	1日 期限: 設立証明書発行の翌月5日まで
住民税納税証明書	事業所の存在する市町村の出納係	書類提出後1日 期限: 会社設立日により異なる。
バランガイ・クリアランス	事業活動が行われるバランガイ役場	書類提出後1日
立地証明書	市町村の都市計画課	書類提出後3～4日
ビジネス・パーミット (Mayor's Permit)	事業許可局	書類提出後2週間～3週間
内国歳入庁(BIR)登録・納税者識別番号(TIN)登録	内国歳入庁	書類提出後1週間～2週間 期限: ビジネス・パーミット又は設立証明書若しくは事業許可証の交付のいずれか早い日から30日以内
会計帳簿登録 印刷許可申請	内国歳入庁	書類提出後1週間～2週間 期限: BIR登録証申請時
電子的確定申告・納税制度登録	内国歳入庁	書類提出後3営業日～10営業日
SSS登録	SSS	書類提出後1～2日: 期限: 従業員を雇用してから30日以内
持家促進相互基金 (Pag-IBIG)登録	Pag-IBIG	書類提出後1日
フィリピン健康保険 (PhilHealth)登録	PhilHealth	書類提出後1～2日
中央銀行登録	中央銀行	書類提出後2週間～3週間 期限: 送金後1年以内

<sup>57</sup> フィリピン中央銀行.(2019年 12月)『外国為替取引規制マニュアル』

<sup>58</sup> フィリピン中央銀行(2013).『外国為替規則の改正』



## C. 小売業及びサービス業

### I. 小売業

#### a. はじめに

フィリピンにおける小売業は、主として共和国法第8762号、別名「小売業法」及びその施行規則によって規制されており、「小売業」とは、常習的に消費を目的とする製品又は商品を直接一般大衆に販売する活動又は職業と定義されている。<sup>59</sup>

小売業法上の小売業は、次のいずれかに該当するものでなければならない：

#### 1. 常習的な商品の販売

販売は常習的、すなわち定期的に繰り返されなければならない。商品又は消費財の単発の販売は、小売業法にいう小売には該当しない。<sup>60</sup>

#### 2. 消費を目的とすること

商品は、最終使用者による消費を目的としたものでなければならず、製造工程で使用されるものであってはならない。<sup>61</sup>

「消費」とは、望みを充足する経済財の利用で、即時の破壊、緩やかな低下又は劣化、又は他の物への変質をもたらすことをいう。人の希望や希望を直接満たすもの、又は家庭や日常的に必要なとされる商品を最終的に使用することを指す。<sup>62</sup>

#### 3. 一般大衆を直接対象とすること

上述のように、商品は、その希望を満たすために、公衆又は商品のエンドユーザーに販売されなければならない。したがって、生産者や製造者に商品を販売する行為は、小売業法の適用を受けない。<sup>63</sup>

ただし、上記の要素を満たしていても、次のいずれかの場合には、小売業法の適用はない。<sup>64</sup>

- 製造者、加工者、労働者又は労働者による製造、加工又は生産された製品の一般公衆への販売であって、その資本が10万ペソを超えない場合
- 資本金の金額にかかわらず、農家又は農業専門家が自らの農場の生産物を販売する場合
- 資本金の金額にかかわらず、ホテルオーナー又は旅館主の飲食店営業に係る営業であって、当該飲食店

<sup>59</sup> 小売業法第3条(1)

<sup>60</sup> Villanueva, Law on Sales 648(2004)

<sup>61</sup> 1988年9月30日付最高裁判決。事件番号L-30442 (Balmaceda対Union Carbide Philippines, Inc.)

<sup>62</sup> 同上

<sup>63</sup> 同上

<sup>64</sup> 小売業法第3条(1)

がホテル業に附帯するものである場合

- 資本金の金額に関わりなく、フィリピンで製造、加工又は組立された商品が製造者が所有する単一の販路を通じて販売される場合
- 商品の販売先が、一般大衆又は生産者若しくは製造業者に対してサービスを提供する工業的・商業的な利用者又は消費者である場合
- 政府及び/又は政府機関及び政府所有及び管理法人に対する販売の場合

#### b. 小売企業の区分

小売業法では、小売企業を4つの区分に分類し、区分ごとの最低資本金を以下のとおりと定めている。<sup>65</sup>

区分	払込済最低資本金 (相当のフィリピンペソ)	制限事項
A	2,500,000米ドル未満	フィリピン国民又は100%フィリピン資本の法人のみに限定
B	2,500,000米ドル以上7,500,000米ドル未満	100%外資保有が可能。1店舗あたり83万米ドルの投資をすること。
C	7,500,000米ドル以上	
D	1店舗につき250,000米ドル	高級品又は贅沢品に特化する場合、100%外資保有が可能

2002年3月25日以降、上記区分Cは非適用となっている。

#### c. 設立前の貿易産業省の認可

小売業を開始する前、又は既存のフィリピン国内小売業者への投資認可を取得する前に、外国小売業者は、以下の要件が満たされていることを貿易産業省(DTI)に証明しなければならない。<sup>66</sup>

1. カテゴリーB及びカテゴリーCについては申請会社が最低2億米ドルの自己資本を有すること、及びカテゴリーDについては申請会社が5千万米ドルの自己資本を有すること;
2. 25,000,000米ドル以上の資本を有する支店又はフランチャイズ店が1店舗以上ない限り、国内又は国外を問わず、営業を行っている支店又はフランチャイズ店が5店舗以上存在すること;
3. 小売業の記録5年分
4. 外資小売業者の出身国又は設立国において、フィリピン人による小売業参入が認められていること

上記要件の遵守を判断するにあたっては、純資産額、支店及びフランチャイズの存在、実績、並びに登録者の親会社、子会社、関連会社及びそれらのかつての譲渡者の居住地が考慮されるものとする。さらに、公開会社では、発行済株式数に年間平均売買価格を乗じて純資産額を決定することができる。

<sup>65</sup> 小売業法第5条

<sup>66</sup> 小売業法第8条

貿易産業省の投資委員会は、評価及び検証の後、必要なすべての書類の提出から10営業日以内に、外資小売業者が法律に定められた資格を満たしていることの証明書を発行するものとする。

適合証明書の有効期間は、発行日より1年間とする。

#### d. その他の要件

外資小売業者は、フィリピンにおける事業を停止する意思をSEC及びDTIに通知しない限り、所定の最低資本金の全額を維持しなければならない。内国送金された最低資本金要件のフィリピンにおける実際の使用は、SECによって監視されるものとする。<sup>67</sup>

SEC及びDTIの通知前に所定の最低資本金の全額を維持しなかった場合、当該外資小売業者は、フィリピンにおける将来の取引活動/事業に対する罰則又は制限を課されるものとする。<sup>68</sup>

外国の小売店は、フィリピン中央銀行から認証を取得するものとする。

外国資本割合が80%を超えるカテゴリーB及びカテゴリーCに属するすべての小売業者は、事業開始から8年以内にフィリピンにおけるいかなる株取引を通じて、その資本のうち最低30%を大衆に提供しなければならない。<sup>69</sup>

## II. BPO産業

フィリピンの法律上、BPO産業を行うに当たり、特別な要件は課されていない。さらに、BPO産業の運営自体はネガティブリストの対象ではなく、従って、個々の企業が国有化事業(例:土地の保有)に従事しない限り、外資100%による保有も可能である。<sup>70</sup>

一般的に、フィリピンのBPO産業に対する外国投資家は、SECに登録し、BPO産業を定款の主目的とし、関連政府機関及び/又は地方当局に登録しなければならない。また、BPO企業が特別法に基づく投資優遇措置(例:PEZA)を受ける場合には、該当する政府機関の登録が別途必要となる。

また、具体的な事業活動によっては、別途規制が課される可能性がある。

#### a. 個人情報

BPO企業は、顧客又は従業員の個人情報を取り扱い又は処理することができる。この点に関し、別名「2012年デ

---

<sup>67</sup> 小売業法第5条

<sup>68</sup> 小売業法第5条

<sup>69</sup> 小売業法第7条

<sup>70</sup> 1991年外国投資法第2条

「データプライバシー法」として知られる共和国法第10173号は、個人又は企業による個人情報の取扱いに関する指針及び要件を定めている。これは、個人情報管理者、個人情報処理者、及び個人情報の処理に関わるすべての自然人及び法人を含むあらゆる種類の個人情報処理に適用され、たとえフィリピンで設立されたものでなくとも、フィリピンに施設又は事務所、支店又は代理店を有する場合に適用される。

データプライバシー法では、データ主体又は個人情報を処理された本人が、個人情報の収集及び処理に先だって書面、電子媒体又は記録手段により、自由意思に基づき、特定されかつ説明を受けた上での同意を与えなければならないと定めている。

データプライバシー法に違反した場合は、禁固若しくは罰金、又はその両方が課される可能性がある。従って、フィリピンBPO企業は、個人情報を取り扱う際に、個人情報を保護するための適切な措置を講じなければならない。

#### b. 労働問題

別名「夜勤労働者の雇用を認める法律」として知られている共和国法第10151号は、夜勤労働者の権利を定義し、女性の夜勤労働者のための措置を規定している。法律上、夜勤者はコンサルティングや健康診断を受けたり、応急処置を受けることができる。

BPO産業に関しては、労働雇用省(DOLE)が夜間労働に関するいくつかのガイドラインを発行している。特に、DOLEは、勧告10年第04号を発行し、これにより、雇用主及び従業員は、既存の法律及びガイドラインに基づく合意又は社内規則に従って、代替的な就労形態を検討することが認められた。その結果、多くのBPO企業は、業務要件を満たすために追加費用を負担することなく、労働時間を最適化することが可能となった。

## 新旧会社法比較表

会社法の改正のうち、外国企業にとって特に重要と思われる条文の修正箇所について抜粋する。なお、以下の表で触れられていない箇所についても改正された条文があることにつき、留意されたい。また、一人会社については本文に重要な点につき言及しているため、そちらを参照されたい。

旧法(会社法・Batas Pambansa Bilang 68)	新法(改正会社法・共和国法第11232号)
Section 6 ＜新規条項追加＞	Section 6(株式の種類) 銀行、信託、保険、プレニード会社、公益事業、建築及び融資組合、その他公衆から資金を受領することが認められている会社は無額面株式を発行することができない。
Section 7 ＜新規条項追加＞	Section 7(創業者株式) 設立日から5年間に限定される取締役選任及び被選任にかかる独占権の設定がSECによる承諾を条件としないことに変更。ただし、アンチダミー法及び外国投資法に反しないことを条件とする。
Section 8 ＜新規条項追加＞	Section 8(償還可能株式) 償還を行うに際してはSECの発行する規則に従う必要がある。
Section 10 ＜新規条項追加＞	Section 10(発起人の数及び資格) ● 自然人のみならず、パートナーシップ、アソシエーションまたは法人も発起人となり得る。 ● 株主が一人の会社(一人会社・OPC)を容認。
Section 11 会社はその前に解散されるか、期間が延長されない限り、50年を超えない期間存続する。	Section 11(会社の存続期間) 会社の存続期間を定款が特段の定めを行い限り永久とする。
	Section 12(最低資本) 特別法により特段の規定がない限り、株式会社に最低資本金はない。
Section 13(設立時最低資本) 設立時には、授權資本の最低25%が引き受けられ、そのうち最低25%の払い込みを要する。また、払込資本は5000ペソを下回ってはならない。	＜改正法は左記条文を削除しており、設立時の最低資本についての要件は撤廃された。＞
Section 14(定款の内容) 6. 取締役の人数は、5名以上15名以下	Section 13(定款の内容) (f) 取締役の人数は最大15名

	改正法第181条に従い、仲裁合意を定款に規定することが可能。
<新設条項追加>	Section 17(社名) 社名が既に他の会社のために予約された若しくは登録されたものと区別できない場合、既に法律により保護されている場合、又は当該社名の使用が既存の法律、規則等に反する場合、SECは当該社名の使用を許可しない。 SECに社名の変更を命じられたにもかかわらず、それに従わない場合、会社及びその取締役又は役員に行政罰、民事罰又は刑事罰を科すとともに、設立の登録を取り消すこともある。
Section 22 ● 設立から <u>2年以内</u> に事業を開始しない場合、法人格は消滅し、解散したものとみなされる。 ● 事業開始後、最低5年連続で事業活動を停止した場合、 <u>設立証明書の停止または取り消しの理由</u> となりうる。	Section 21(法人の非営業開始及び営業停止) ● 設立から <u>5年以内</u> に事業を開始しない場合、5年経過の日に設立証明書は取り消されたものとみなされる。 ● 事業開始後、最低5年連続で事業活動を停止した場合、 <u>SECは当該会社を休眠状態に置くことができる。</u> ● <u>休眠状態に入ってから2年間以内にSECの定めた要求事項を充たさなかった場合、SECは合理的な通知の後、設立証明書を取り消すことができる。</u>
<新設条項追加>	Section 22(取締役会または受託者;資格及び期間) ● 下記の公的利益を付与された会社(公的会社)においては取締役の最低20%が独立取締役であることを要する。 a. 証券規制法第17.2条の適用を受ける会社、すなわち、証券取引所に登録されているか、5000万ペソ以上の資産を有し、100株以上を保有する株主が200名以上存在する会社 b. 銀行、準銀行、質店、信託、保険会社等 c. 上記に類似する紅葉の利益に関する事業に従事する会社であってSECが指定するもの ● 独立取締役とは、会社の経営から独立し、



	取締役としての職責を果たすに当たり独立した判断を行うことを妨げる可能性がある、又は可能性があると思われるような事業又は関係にない取締役を指す。
<新設条項追加>	Section 23(取締役の選任) 付属定款に定めがある場合又は取締役会の過半数の賛成があった場合、遠隔的通信手段又は欠席投票制度により取締役の選任のための投票を行うことができる。
Section 25 財務役は取締役であってもなくてもよい。	Section 24(会社の役員) 財務役は <u>居住者</u> でなくてはならない。
Section 26 取締役等が死亡、辞任等した場合、ただちにその事実をSECに報告しなければならない。	Section 25(取締役等選任の報告) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 取締役の選任手続の不開催及びその理由を30日以内にSECに報告する必要がある。</li> <li>● 新たな選任日が指定されなかった場合、新たな選任日においても選任が行われなかった場合、株主等の申立に基づき選任手続実施を命じることができる。</li> <li>● 取締役又は役員が死亡、辞任又は執務することができなくなった場合、かかる事実の発生を認識してから7日以内にSECに報告する必要がある。</li> </ul>
Section 27 選任又は指名の日から5年以内に6年を超える禁固刑又は本法違反の確定判決を受けた者は取締役等となることはできない。	Section 26(取締役等の欠格事由) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 選任又は指名の日から5年以内に以下の事由がある者は取締役等となることができない： <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 以下の確定判決を受けた者 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 6年を超える禁固刑の判決を受けた者</li> <li>(2) 会社法違反の判決を受けた者</li> <li>(3) 証券規制法(共和国法第8799号)違反の判決を受けた者</li> </ul> </li> <li>(b) 詐欺的行為を含む違反行為につき行政的に責任があるとされた者</li> <li>(c) 上記に類似する事由により外国の裁判所または同等の外国の規制機関により責任があるとされた者</li> </ul> </li> <li>● 上記のほか、SEC、主要規制機関またはフィリピン競争委員会が定める事由がある者</li> </ul>

	についても欠格事由とすることを妨げない。
<新設条項追加>	Section 27 SECは自発的に、または申立を受け、適式な通知及び聴聞を行った後、欠格事由があるにもかかわらず選任された取締役等の解任を命令することができる。
<新設条項追加>	Section 29(取締役等の報酬) ● 取締役等は自らの日当または報酬の決定に参加してはならない。 ● 公益企業は、各取締役等の全報酬につき毎年株主及びSECに報告しなければならない。
<新設条項追加>	Section 35(法人の権限) 設立証明書にて別段の定めがない限り、永遠の存続期間を有する。
<新設条項追加>	Section 46(付属定款の内容) ● 株主総会及び取締役会への参加方法及び議決権行使方法について定めることが可能。 ● 改正法第 181 条に従って、仲裁合意を付属定款に組み入れることが可能。
Section 50 ● 付属定款に定めがない場合の定時株主総会開催日は <u>4 月のいずれかの日</u> とする。 ● 定時株主総会の通知は、書面にて開催日の <u>2 週間前</u> までに行われるものとする。	Section 49(定時及び臨時株主総会) ● 付属定款に定めがない場合の定時株主総会開催日は <u>4 月 15 日以降</u> とする。 ● 定時株主総会の通知は開催日の <u>21 日前</u> までに行われるものとし、その方法は電子メールまたは SEC がガイドラインで許容するその他の方法でもよい。 ● 各定時株主総会において、取締役会は直近の定時株主総会の議事録、株主に関する情報、会社の業績に関する情報、前年の財務報告、配当政策等について開示するよう努める。 ● 株主は自らまたは代理人を通じて投票権を行使することができるほか、付属定款にて定められている場合、遠隔的伝達手段または事前投票制度を用いて投票することが可能。
Section 51	Section 50(株主総会の場所及び時間)

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 株主総会は会社の本店の所在する市町村で行われるものとするが、メトロマニラは本条においては市町村と見なされる。</li> <li>● 株主総会開催通知は書面により行われるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 株主総会は会社の本店の所在する市町村で行われるものとするが、メトロマニラ、メトロセブ、メトロダバオ及びその他の首都圏は本条においては市町村と見なされる。</li> <li>● 株主総会開催通知は定款に定める方法により行われるものとする。</li> </ul>
<p>Section 53</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 取締役会開催通知は開催日の <u>1 日前</u>までになされるものとする。</li> </ul>	<p>Section 52(定時及び臨時取締役会、定足数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 全取締役の過半数の賛成を要する役員の選任を除き、基本定款または付属定款でさらに多数の定足数が規定されていない限り、過半数の取締役を定足数とし、出席取締役の過半数を議決の要件とする。</li> <li>● 取締役会開催通知は開催日の <u>2 日前</u>までになされるものとする。</li> <li>● 実際に取締役会に参加または議決権の行使ができない取締役は遠隔的通信手段により参加することができる。</li> <li>● 議決権の行使を代理人に行わせることはできない。</li> </ul>
<p>Section 54</p> <p>付属定款に特段の規定がない限り、<u>社長</u>が会議の議長を務める。</p>	<p>Section 53(会議の議長)</p> <p>付属定款に特段の規定がない限り、<u>会長、不在</u>のときは、<u>社長</u>が会議の議長を務める。</p>
<p>&lt;新設条項追加&gt;</p>	<p>Section 57(議決権行使の方法、委任状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 付属定款に規定がある場合又は取締役会の過半数が認める場合、株主は遠隔的通信手段または事前投票制度を用いて議決権を行使することができる。</li> <li>● 遠隔的通信手段または事前投票制度を用いて議決権を行使した株主は定足数の関係では出席したものと見なされる。</li> </ul>
<p>&lt;新設条項追加&gt;</p>	<p>Section 61(株式の対価)</p> <p>新株発行の対価は以下のいずれかとする。</p> <p>(g) 他の法人の株式</p> <p>(h) その他一般に受け入れ可能なもの</p>
<p>&lt;新設条項追加&gt;</p>	<p>Section 73(保存義務のある帳簿、株式譲渡代理人)</p>

	<p>会社が保存しなければならない文書がより詳細に例示された。</p> <p>(a) 基本定款及び付属定款並びにそれらの修正  (b) 現在の所有構成及び議決権  (c) 取締役会の構成員及び重要な役員の氏名及び住所  (d) 全ての事業上の取引の記録  (e) 取締役会及び株主総会の決議の記録  (f) SECに提出された直近の報告事項の写し  (g) 取締役会及び株主総会の議事録</p>
<新規条項追加>	<p>Section 80(買取請求権が行使可能な場合)  以下の場合、会社の株主は拒否権及び正当な価値での株式買取請求権を有する。</p> <p>(d) 会社の主要目的以外のために会社の資金を投資する場合</p>
<p>Section 118</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 解散決議は発行済み株式数の<u>3分の2</u>以上を有する株主の賛成によりなされる。</li> <li>● 解散につき議決する株主総会開催前3週間連続で株主総会を開催することにつき広告することが必要。</li> <li>● 株主総会決議の写しをSECに提出し、SECが解散証明書を発行する。</li> </ul>	<p>Section 134(債権者に影響しない場合の自発的解散)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 解散決議は発行済み株式数の<u>過半数</u>以上を有する株主の賛成によりなされる。</li> <li>● 株主総会開催の少なくとも20日前までに株主に対する通知が必要。</li> <li>● 認証された解散申請書を必要書類とともにSECに提出し、SECは書類提出後15日以内に解散証明書を発行する。</li> </ul>
<p>Section 121</p> <p>SECは申し立てを受け、適切な通知を行い、既存の法律、規則に規定された根拠につき聴聞を行った後、会社を解散させることができる。</p>	<p>Section 138(非自発的な解散)</p> <p>SECは自発的に、又は申立を受け、会社を解散させることができる。以下は、会社の解散事由となり得る。</p> <p>(a) 未操業  (b) 事業の継続的な停止  (c) 会社の解散を命じる裁判所命令  (d) 会社が詐欺的手法で設立されたことを内容とする最終判決  (e) 会社が証券規制等の違反を実施、隠匿、援助するため等に設立されたこと等が最終判決で示された場合</p>
<p>Section 126</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業許可証の発行から60日以内に、外国銀行または保険会社を除き、支店はフィリピン</li> </ul>	<p>Section 143(事業許可書の発行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業許可証の発行から60日以内に、外国銀行または保険会社を除き、支店はフィリピン</li> </ul>

<p>ンにおける支店の現在及び未来の債権者の利益のために SEC に対して市場価値 100,000 ペソ以上の以下から構成される証券を預託しなければならない。</p> <p>(a) フィリピン政府、政府機関、政府系企業の国債、公債、社債</p> <p>(b) 「登録企業」(共和国法第 5186 号に定義される)の株式</p> <p>(c) 証券取引所登録国内企業の株式</p> <p>(d) 国内保険会社及び銀行の株式</p> <p>(e) 上記のいずれかの組み合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 支店の総所得が <u>5,000,000 ペソ</u>を超えた場合、その 2%に相当する実際の市場価値のある証券を、当該会計年度終了後 6 ヶ月以内に追加預託しなければならない。</li> </ul>	<p>ンにおける支店の現在及び未来の債権者の利益のために SEC に対して市場価値 500,000 ペソ以上の以下から構成される証券を預託しなければならない。</p> <p>(a) フィリピン政府、政府機関、政府系企業の国債、公債または社債</p> <p>(b) 証券規制法(共和国法第 8799 号)により登録された株式又は債務証券</p> <p>(c) 証券取引所登録国内企業の株式</p> <p>(d) 国内保険会社及び銀行の株式</p> <p>(e) <u>SEC が認めた金融商品</u></p> <p>(f) 上記のいずれかの組み合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 支店の総所得が <u>10,000,000 ペソ</u>を超えた場合、その 2%に相当する実際の市場価値のある証券又は金融商品を、当該会計年度終了後 6 ヶ月以内に追加預託しなければならない。</li> </ul>
<p>Section 127  &lt;新設条項追加&gt;</p>	<p>Section 144(居住代理人の資格)  国内法人が居住代理人となる場合、当該法人も同様に健全な財務状態であることが SEC により証明されていることの立証を要する。</p>
<p>Section 141  すべての会社(支店も含む)は、独立認証会計士による監査済みの財務書類とともに、年間報告書を SEC に提出しなければならない。</p>	<p>Section 177(会社の報告義務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本法または SEC の発行する規則に特段の規定がない限り、すべての会社(支店も含む)は、以下を SEC に提出しなければならない: <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 独立会計事務所により監査済みの年間財務書類(ただし、総資産又は総債務が 60 万ペソ未満の場合、財務書類は宣誓をした財務役又は CFO による監査で足りる)</li> <li>(b) GIS</li> </ul> </li> <li>● 報告義務者は提出義務のある書類から機密情報を削除することができるが、その場合、当該秘密情報は「秘密」ラベル付けされた補足報告書に記載され、秘密扱いを求める根拠及び要請書とともに提出されなければならない。</li> </ul>

<p>&lt;新設条項追加&gt;</p>	<p>Section 181(非登録会社のための仲裁)          仲裁合意を非登録会社の定款又は付属定款に規定することができる。かかる規定が置かれた場合、会社及び株主間において生じた基本定款又は付属定款の解釈に関して生じた紛争又は社内の関係に関する紛争については仲裁に付されるものとする。</p>
	<p>Section 187(既存会社への適用)          本法が定めた新たな要求事項により影響を受ける既存の会社は、2年を超えない期間内に本法を遵守するものとする。</p>